

会津若松市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

平成29年9月21日策定

会津若松市農業委員会

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として、明確に位置付けられたことから、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に図られるよう、会津若松市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、平成38年度を目標とし、3年ごとの農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱の際に、検証・見直しを行うものとする。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (平成29年3月)	6, 938ha	38. 0ha	0. 55%
平成32年度の目標	6, 936ha	36. 7ha	0. 53%
目標 (平成39年3月)	6, 935ha	34. 6ha	0. 50%

※農地面積には、遊休農地面積を含むため、農地利用集積目標の農地面積とは一致しない

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ①農地パトロールによる新規発生防止
- ②利用状況調査と利用意向調査による農地の再生利用に向けた誘導
- ③受け手農家へのあっせん活動の実施
- ④継続的に作付け可能な作物の検討
- ⑤現況に応じた「非農地判断」の実施
- ⑥遊休農地解消に向けた情報の提供
- ⑦遊休農地解消先進地事例の情報収集

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積	農地利用集積面積	集積率
現状 (平成29年3月)	6, 900ha	5, 048. 1ha	73. 1%
平成32年度の目標	6, 900ha	5, 143. 1ha	74. 7%
目標 (平成39年3月)	6, 900ha	5, 382. 0ha	78. 0%

※担い手の定義：認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織

今後育成すべき農業者、農外から参入した企業

(2) 担い手への農地利用集積の具体的な取り組み方法

- ①新たな担い手を確保するための認定農業者・農地所有適格法人・集落営農組織の育成
- ②人・農地プランの作成の推進による担い手の明確化と、担い手への農地利用集積の促進
- ③人・農地プランの作成に伴う、農用地利用規程の策定による農用地利用改善団体の設置の推進
- ④農地中間管理事業・農地利用集積円滑化事業を活用した、担い手への面的集積の推進
- ⑤認定農業者等担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動の実施
- ⑥ほ場整備事業実施地区における、農用地利用改善団体と連携した農地中間管理事業を活用した担い手への円滑な農地利用集積の推進
- ⑦売り手、貸し手農家からのあっせん申出に基づく、担い手への農地のあっせんの実施
- ⑧農地利用集積拡大に向けた農地中間管理事業等の情報の提供
- ⑨今後の農業経営の意向に関する、農家からの情報収集

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者経営面積)
現状 (平成29年3月)	37人 (43. 1ha)
目標 (平成39年3月)	毎年度7人以上 (3. 0ha以上)

(平成24年4月経営開始の新規就農分から計上)

※新規参入者の定義：農業次世代人材投資資金(経営開始型)受給者及び認定就農者

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ①県・市・農協等との連携による新規就農者への経営作物や生活基盤、資本整備等の情報の提供
- ②農政部局と連携を密にした農地のあっせんの実施